

[事案 2021-73] 保険金額等訂正請求

・令和4年9月2日 裁定終了

<事案の概要>

解約返戻金額および保険金額の訂正を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年7月に契約した終身保険について、契約当時の保険会社が経営破綻したため、金融庁の監督のもとに策定された「契約条件の変更を伴う保険契約移転契約」に従い、契約条件の変更が行われた。しかし、変更条件に責任準備金を原則として90%確保とあるが、条件変更された保険金額は責任準備金が90%確保されていないことが明らかであることから、解約返戻金額および保険金額を訂正してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 責任準備金は、原則として90%が確保されるが、これにより個別の保険契約の解約返戻金額や保険金額の90%が補償されるものではない。
- (2) 保険金額等の条件変更は、保険業法にもとづき策定した移転計画に従って行われている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険金額等の訂正は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。